④　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

但し、③の再認定を受けている者を除く。

⑤　当該申請書の提出期限から開札日までの間に、東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け、空経第386号）」に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑥　警察当局から、国土交通省に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑶　代表者の要件　代表者の要件は、次の各号の要件を満たすものとする。

①　構成員中最大の施工能力を有する者とする。

②　等級区分の異なる構成員により結成する場合は、最上位の等級区分に決定されている者とする。

③　出資比率が、構成員中最大である者とする。

⑷　有効期間　特定ＪＶの有効期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

①　契約の相手方となった者　競争参加資格が認定されたときから、工事が完了するときまでとする。

②　契約の相手方とならなかった者　競争参加資格が認定されたときから、契約の相手方と契約を締結するときまでとする。

４　資格審査申請書類　以下に掲げる書類を２⑴の受付期間中に提出すること。持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期限内必着。）すること。

⑴　一般競争参加資格審査申請書

⑵　経営事項審査結果通知書の写し

※令和７・８年度の競争参加資格審査の申請において用いたものに限る。

⑶　特定建設工事共同企業体協定書の写し

⑷　委任状

５　資格審査結果の通知

⑴　本工事の特定ＪＶ希望者は、上記４に掲げる資格審査のほか、本工事の入札公告３⑶に掲げる資格審査に係る申請書類を提出し、東京航空局長の確認を受けなければならない。

⑵　資格審査の結果は、本工事の入札公告にかかる確認通知期限までに特定ＪＶ資格認定通知書により通知する。

⑶　本工事の入札公告２⑶の認定を受けていない者を構成員に含む特定ＪＶもこの申請をすることができるが、開札日までに本工事の入札公告２⑶を満たしていることを条件として特定ＪＶでの資格認定を通知する。

ただし、当該通知を受けた者が特定ＪＶとして入札に参加するためには、開札日までに本工事の入札公告２⑶の条件を満たし、上記４の資格の認定を受けていなければならない。

６　その他

⑴　特定ＪＶの名称は、「岩沼研修センター研修生寮Ａ棟外２棟その他改修工事○○・▼▼（会社名等）特定建設工事共同企業体」とすること。

⑵　特定ＪＶの資格審査申請をする者は、併せて入札公告にかかる競争参加資格の確認を受ける必要があることから、当該入札公告の指示に従い、別途申請手続きを行うこと。

⑶　申請手続について不明な点があれば、次に照会すること。２⑵に同じ

競争参加者の資格に関する公示

「Ｒ７～９　249号輪島バイパス道路復旧その１工事（以下「Ａ工事」という。）」及び「Ｒ７　249号輪島地区道路復旧その14工事（以下「Ｂ工事」という。）」に係る地域維持型建設共同企業体としての競争参加者の資格（以下「地域維持型建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和７年10月22日

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事名

【Ａ工事】

Ｒ７～９　249号輪島バイパス道路復旧その１工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

【Ｂ工事】

Ｒ７　249号輪島地区道路復旧その14工事（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

２　工事場所

【Ａ工事】　石川県輪島市久手川町～杉平町地先

【Ｂ工事】　石川県輪島市町野町大川地先

３　工事内容

【Ａ工事】

場所打函渠工　350m

床掘り　6,200㎥

路体盛土工（ＩＣＴ）　37,500㎥

【Ｂ工事】

掘削工（ＩＣＴ）　230,000㎥

路体盛土工（ＩＣＴ）　207,000㎥

法面整形工（ＩＣＴ）　40,000㎡

植生工　40,000㎡

４　申請の時期

令和７年10月22日から令和７年11月４日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、令和７年11月５日以降当該建設工事に係る開札の時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

５　申請の方法

⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（地域維持型建設共同企業体）」（以下「申請書」という。）は、北陸地方整備局ホームページから入手するものとする。

https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei.html

⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メール（着信確認を行うこと。）により提出すること。

○「地域維持型建設共同企業体協定書（甲）」の写し

【提出先】北陸地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話：025―280―8880

電子メール：84zuiji@hrr.mlit.go.jp

⑶　申請書の作成に用いる言語　申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

６　地域維持型建設共同企業体としての資格及びその審査

「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年10月１日付け国土交通省大臣官房地方課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下「令和６年10月１日付け公示」という。）５（建設工事）の①から⑥までに該当する者を構成員に含む地域維持型建設共同企業体及び次に掲げる条件を満たさない地域維持型建設共同企業体については、地域維持型建設共同企業体としての資格がないと認定する。それ以外の地域維持型建設共同企業体については、令和６年10月１日付け公示６（建設工事）の⑴に掲げる客観的事項（共通事項）の項目及び⑵に掲げる主観的事項（特別事項）の項目について総合点数を付与して地域維持型建設共同企業体としての資格があると認定する。

⑴　地域維持型建設共同企業体の構成　地域維持型建設共同企業体の構成は、次の条件を満たす２又は３社までとし、建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも１社含む組合せとする。

①　北陸地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格で一般土木工事の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和７・８年度一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（①の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）

ただし、地域維持型建設共同企業体のうち代表者以外の構成員にあっては、経営事項評価点数については、求めない。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　競争参加資格に係る申請の期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。